町長	副町長	課長	主幹	担当	合 議

別記様式第4号

	会議等結	果報告				
△₩☑ハ		文書番号	課長会議 8			
会議区分	会 議・打合せ・協議	決裁期日	平成19年4月2日			
名 称	臨時課長会議(新年度執行体制について)					
日時	平成 19 年 4 月 2 日(月) 午後 1 時 40 分~2 時 30 分					
場所	役場 3階 第2会議室					
11. FT +V	町長、副町長、教育長、会計管理者					
出席者	各課長9人					
	事務局 1人	計	14 人			

内容

町長あいさつ

- ・臨時開催だが、新年度第1回目の新たな体制の下での課長会議に当たって、感慨深くまたうれしく思う。しかし、機構改革により、課長会議構成者も減り、少ない課長職にぶら下がる事務事業量は必然的に増大し、部所内の掌握と適切な指示が一層重要になってくる。
- ・地方自治法改正に基づき、助役が副町長、旧助役が兼掌していた収入役は会計管理者として新規 に置いた。
- ・本日定期人事の朝礼訓示の中で示した各項目に対応願うと共に、各課長に対しては私からの指示、 要望事項があり、近々の内に呼び出しをして内容を示したいと考えている。

1 新組織体制における行政執行について【総務課】

総務課長:新組織体制は、本日配布の機構図によることになる。なお、分掌、氏名等に修整があれば早急に申し出てもらいたい。

副町長:理想とする協働の行政運営の実現に向けて、仕組みや体系を模索してもらいたい。課題解決解決へ向けて、町民生活課自治推進班を中心に各課横断的な連携で、適材適所に配置した職員を指揮してもらいたい。また、総合窓口班の機能充実を進め、利便性が町民に伝わる工夫をしてもらいたい。野球にたとえれば、監督の采配いかんで選手の能力を活かすことができる。

町長:今回の機構改革は、平成 11 年度の試行的スタッフ制度による機構改革の目標到達点と考えている。今後もこれが基本となる組織であり、スタッフ制の機能を十分に活かす工夫をしてもらいたい。少ない総体職員のもとで、効率的な行政を執行するために、課や班を大きな単位に編成

したが、他の部所との連携が必要な事務事業はまだまだ多くあり、壁をなくす、またつくらない 事務執行を願う。

2 平成19年度の行政執行について【総務課】

総務課長:添付資料「平成 19 年度の執行体制について」により、3 つの基本事項及び3 つの執行 上の留意点、また付属資料について説明。

副町長:行財政改革に際しては、住民に負担が増加又は発生する場合があり、経済弱者に対しては 適切な対応を検討してもらいたい。

町長:現行行革の最終年次の平成20年度までに、各目標の達成を着実に実施してもらいたい。また、第4次総合計画も終期の平成20年度まであと2年間となり、第4次の評価と検証をもとに、第5次総合計画の策定へ向けて、従来方式のコンサルタントによらず、職員自らの手で一丸となって取り組んでもらいたい。

固定資産への適切な課税など、議会本会議や予算特別委員会等で答弁した内容に沿って、適切 に行政執行してもらいたい。

3 広域連合の取組状況について【総務課】

総務課長:添付資料「広域連合準備委員会推進状況経過」により報告。

4 住民会長町政懇談会に伴う協議事項について【町民生活課】

町民生活課長:資料として、先に取りまとめた、4月20日開催の住民会長懇談会に提出する協議 事項を添付している。追加があれば、4月13日までに資料を添えて提出願う。

町長:4次総合計画の柱の一つである「協働のまちづくり」が、計画期間の終期間近になって、ようやく補助金等の統合交付金化によって一歩前進した。自ら考え実施する自治活動に際しては、情報の共有化が重要であり、この懇談会の機会を十分に活用してもらいたい。

副町長:各課間で競い合うような気持ちを持って、提案を願う。

5 指名業者選考事務の集約化について【総務課】

総務課長:添付通知文書「指名業者選考事務の集約化に向けた試行実施について」により説明。

副町長:入札執行に際しての指名業者の選考は、建設工事と同様に他の物品購入や委託についても 入札参加者選考委員会で選考し、適切な競争原理を働かそうとするものである。

教育振興課長:高齢者事業団等の特定事業者については、今まで随意契約をしてきたが、これらの ものも適用するのか。

副町長:特定事業者については、政策として育成、支援する趣旨のものであり、平成 14 年度の委託契約の適正化の適用は継続していると判断を願う。

会計管理者:制度化した長期継続契約との関連性もあるので、多角的な検証を加えて適正に運用すべきである。

6 例規改正等に伴う事務の適正執行について【総務課】

総務課長:組織機構改革、地方自治法改正、使用料改正、サービス制限条例関連で、添付資料のと

おり大量の条例・規則・規定・要綱等の改正が行われている。内容を承知して行政執行に当たるよう職員に周知願いたい。

副町長:職員に十分周知願う。

7 その他

総務課から

- ・本日から執務時間が5時30分までとなっているので、注意してもらいたい。
- ・15日に、総合計画策定委員会を開催する旨の通知をしてあるので、予定構成員は出席願う。 副町長
- ・本日から専決規程を見直し権限の移譲を行なったが、更に見直しが必要な場合は、随時申し出て もらいたい。
- ・決裁書類の内容を説明できないことがないよう、決裁に際しては十分に掌握すること。
- ・総務課が所管して、病院運営プロジェクトを近々に開催を予定しているので、構成員は承知して もらいたい。

[2時30分 閉会]